

出席停止のお知らせ

保護者 様

墨田区立第二寺島小学校 校長 冨永 央星

お子様が、学校において予防すべき感染症（学校感染症）にかかった場合は、学校保健安全法第十九条の規定による「出席停止」となり「欠席」扱いにはなりません。学校を休み、医師の指示に従い療養してください。

学校保健安全法では、学校感染症を第一種から第三種の三種類に分類しています。第一種の感染症は、エボラ出血熱・ペスト・急性灰白髄炎（ポリオ）などで、治癒するまで出席停止となります。

第二種と第三種の感染症及び「出席停止期間の基準」は下表のとおりです。

第二種（空気感染又は飛沫感染するもので、児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症）

感染症	出席停止期間の基準（欠席扱いにはなりません）
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤により治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

第三種（学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症）

感染症	出席停止期間の基準（欠席扱いにはなりません）
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（ ）	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

「登校届」は保護者が記入・押印し登校時に提出してください。「登校届」に医師や医療機関の証明は必要ありません。

----- きりとりせん -----

登 校 届

学校長 様

このたびの出席停止について、医師において感染のおそれがないと認められましたので届け出ます。

令和 年 月 日

感 染 症 名

診察を受けた医療機関名

出 席 停 止 期 間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

年 組 児童・生徒氏名

保護者氏名

㊞